

# 「告志篇」

仲田昭一

みなさんおはようございます。今年はこのほか暑さが厳しく、連日の猛暑の中、朝早くからご参加下さいまして誠にありがとうございます。この水戸学講座も、今年で十八回を迎えました。これまで、水戸学の多くの分野に亘って学んで参りまして、いよいよ近代における水戸学に入ろうかとの話しもありましたが、まだまだ準備不足ではないか。しかもまた、よくよく考えてみれば、この学問はなかなか奥が深いものであり、まだまだ及んでいない分野もある。更には「歳々年々人同じからず」ともいわれるように、受講者の方々も変わってきているので、これまでの内容を復習する意味もあってもよいのではないかとの考えから、既にご案内のように、今年度は「水戸先哲の不朽の名文」として代表的な名文を取り上げることになりました。これらの名文を通して、水戸学の政治論、歴史観、世界政策、学問観、国家観などを改めて考えてみたい。そして、現在の日本、多くの分野に亘って実に大きな問題が山積しております。それらの解決方法を考えていく一助としてみたい。このように考えたわけでございます。本日はその第一回目としまして、烈公斉昭の『告志篇』を取り上げました。資料としたものは、岩波書店の日本思想体系「水戸学」であります。その底本は文久三年（一八六三）の弘道館蔵板本です。またそれには水戸藩の一族でありました宍戸藩主松平将監しろうげん頼位よりたかの跋文はつぶんが付けてあります。これは、この「告志篇」が当時水戸藩として公共的出版であったことを示していると同時に、意義付けの強さを知ることができると思います。成立過程などにつきましては、その中の解題を参考としております。

この「告志篇」は、烈公が、藩主就任後、藩政の改革を実現させようとの非常な決意を以て示された施政方針に当たります。烈公が初めて水戸へ帰国されたのが天保四年（一八三三）三月五日、翌六日には彰考館において会沢正志齋に「大日本史」を講読させ、十日には瑞龍山への墓参や西山荘訪問など多忙な毎日を過ごしておりましたが、三月二十一日になって那珂湊の蜚實閣ひひんかくにおいて、かつて腹案として認めておいたこの「告志篇」の手書一本を群臣に示し、他の一本を宍戸藩主松平頼位よりたかに与えたのでした。歴代の藩主が初めて帰国した際に、家臣に対して一言挨拶・諭告することは常でありましたが、このように長文で一冊になったものを全家臣に与えたのは前後に例を見ておりません。これには、烈公が藩主就任以来既に三年になろうとしていたにもかかわらず、改革は思うように進展しなかった

ことがあったと思われず。その背景には、門閥派と改革派の激しい対立があり、その解決のためにも川瀬教徳や藤田東湖先生ら改革派の郡宰らが藩主の早急な帰国を求めていたのです。松平頼位よしたかの跋文によれば、烈公は天保三年の秋から政務の傍ら書きつづり来たったものを整理し、『尚書』の中の特に殷代のことを記した十七編を『商書』といますが、その中に盤庚篇ばんこうへんがあります。その中の「今我既に爾なんじに朕ちんが志を告ぐ。若したがうや否や」から名付けたものです。

実際には、幕府から帰国を許可されるのが九月九日でありますから、その直後から執筆に当たったものと思われます。草案と思われる一冊（これは彰考館にあるそうですが）の奥書には、天保三年十二月二十一日の日付があるそうですから、この頃までには書き上げ、当時江戸通事から神書取調係となっていた藤田東湖先生に添削を依頼しています。東湖先生は、かなり詳しくそれを吟味され、朱批を加えて「明訓管窺」と題しました。烈公はこれを見て「精巧の儀、さてさて入念候儀、大悦致し候」と感謝しております。この手書なる「告志篇」を賜った松平頼位よしたかは、「深く世俗の浮華を嘆かせられ、威・義二公（頼房・光圀）以来御先代の御志を継がせられ、弊風を一洗し、文武の本旨を御發揮遊ばされ、忠孝の大本を説き曉あかし給ひしなり。士民のために御心を尽くさせられ、御憂慮遊ばされ候御仁慮、誠に有り難き事ならずや」と感激して手写し、多くの者たちも理解しやすいようにと仮名を振って伝えたのであります。

それでは、具体的に内容に入って参ります。まず

「人は貴とと賤いきによらず、本を思ひ恩に報い候様心懸候儀専一と存候。抑そも日本は神聖の国にして、天祖天孫統を垂たれ、極を建給ひしよりこのかた、明德の遠き太陽とともに照臨まし、宝祚ほうその隆さかんなる天壤てんとともに窮きつまりなく、君臣父子の常道より衣食住の日用に至るまで、皆これ天祖の恩賚おんらいにして、万民永く飢寒の患うれいを免れ、天下敢えて非望の念を崩さささず、難有ありがたきとも恐多き御事なり。云々」

のところですが、意識してみます。

人は貴き身分と賤しき身分とに関係なく、その本源に思いをいたし、祖先の恩に報いるよう心懸けることが最も大切なことと思う。抑も日本は、神聖の国にして、天照大神および神武天皇の国家創業以来、御歴代の天皇が代々その偉業を継承せられ、その恵み深い賜物を我ら国民は受けて参ったのである。これによって飢寒の憂いもなく、非道な野望を抱く者もいなかったのである。有り難くも、おそれ多いことでもありました。しかしながら、時勢の推移によっては盛衰もありましたが、近時に至って我が先祖である徳川家康公が天下を統一して、上は朝廷をお助けいた

し、下は人民のひどい苦しみを免れさせたのであります。次に

「されば人たるものかりそめにも、神国の尊きゆえんと天祖の恩贄おんらいとを忘るべからず。又かりそめにも東照宮の徳沢をゆるがせに心得候ては、不相濟あひすまなひの事ことと存候。我等愚昧ぐまいにして士民の上に立つべき者にあらねど、祖

先の余蔭よいんにより、天朝及び公辺の恩沢に浴し、乍不肖ふしょうながら三位さんみの尊きを汚し、三家の重きに列して、天下の藩屏はんびょうとも相成居候上は、乍不及

およばすながら 国家を安定し、士民を撫育ぶいくし、本に報い恩を酬むくい申度もうしたく、

日夜心をつくし候事に候へば、各おのも我等の心を推察いたし、面々の身分を考へ、夫々本を思ひ恩を酬い候様心懸け可申候もうすべくそうらう。云々」

のところす。意識してまいります。

それ故に、人間としては神国の尊きゆえんと国家皇室の御恩、東照宮家康公の恩徳を忘れてはならない。自分は不肖の身ではあるが、朝廷からは従三位をいただき、徳川御三家の一つに列して天下国家・領民の安寧のために日夜心を尽くしている。しかし、この思いは自分一人だけが心懸けても出来ないことである。善政を実現するには、上下一致してこれを行おうとする心になればできないものであるから、どうか自分と共に一致協力して風俗を一新し、国家を中興していこう。自分が皆の助けを得て、天朝・公辺（幕府）の御恩に報い、諸君は夫々其の持ち前の力を以て、不肖の自分へ精忠を尽してくれてその成果が十分に発揮できたら、自分齊昭と諸君との間の忠孝の姿は此れ以上のことはあるまい。

ここには、烈公の日本の国家に対する歴史認識、即ち神武創業以来の朝廷の御存在と家康以来の幕府による朝廷の補弼ほひつという朝廷と幕府との関係、更には藩主と家臣・領民との関係などがはつきりと記されておりす。このように、家臣に対して、まず始めにこの国家体制の根本を明らかにされているところに大きな意義があるとされます。しかも、強固な幕藩体制下にあった当時は、一般領民には幕府あつて朝廷は無きものと同じではなかったかと私は思っておりますが、そうではないことがわかります。当時、朝廷の動きは朝廷側の武家伝奏から幕府方の京都所司代へ知らされ、それが幕府へ報告されます。幕府からはそれを諸藩に伝達され、各藩庁はそれをまた郡奉行へ通知し、郡奉行は各村の庄屋へ伝える。それを庄屋は村人を集めて読み聴かせ、周知徹底させることとなります。たとえば、上皇であつた仁孝天皇が弘化三年（一八四六）十一月に崩御ほうぎょされましたが、このことが飯田村（現那珂町）「御用留」（これは藩からの公文書を庄屋が書き留めた公式文書綴りの冊子ですが）には、「去る十九日（上皇）崩御遊ばされ候に付き、鳴物殺生普請今日より来る二十八日まで御停止これあるべく候条、村中寺社門前まで洩れ

なく申し触るべく候云々。」と二十六日付け西郡奉行西郷儀衛門名で知らされたことが残っております。この通知方法は以前から同様であったと思われまますから、これによつて、全国各藩の領民にまでも朝廷、特に天皇の崩御・即位などのご様子は知られていたことがわかります。ただし、この時既に烈公には、義公以来の「わが主君は天子なり、今將軍はわが宗室なり。悪しく了簡りょうけん取り違いまじく候」との皇室中心の国家観が継承されていたことは、一般には知るところではありませんでした。このことが、次に関係してくるところです。

「・・・切きて又人々天祖・東照宮の御恩を報むくんとて悪しく心得違ひ、眼前の君父をもさし置、ただちに天朝・公辺へ忠を尽さむと思はば、却かえつて僭乱せんらんの罪のがるまじく候。・・・」

とあります。いわゆる「孝行」については、天子より庶民に至るまでその立場によつてその在り方が異なってくる。人々が、皇室や東照宮へのご恩に報いようと、間違つた心得違ひによつて眼前（現在）の主君や父親を差し置いて、直接に朝廷や幕府へ忠義を尽くそうとすることは、身分を超えた僭越な行為であるとの罪は逃れられない。ここをよよく弁わまえることである。即ち忠誠を行うのであればしっかりと順序を踏めということですが、これが後に大きな問題、即ち天狗・諸生の問題に発展して行きます。

つまり、元治元年（一八六四）五月二日、大洗の岩舟山願入寺に集合した弘道館の文武諸生、いわゆる諸生党の宣言書（天狗党弾劾文）に次のように引かれています。

「先君烈公告志篇を著して広く士民へ諭さとし玉ふ、・・・眼前の君父を指置、直に天朝公辺へ忠を尽さんと思はば、却つて僭乱之罪遁のがれ問敷まじき旨むねを述べさせ玉ひし事、我藩の臣子たる者何れも心得可罷在まかりあるべき事に候所、近来狂暴の士民等尊王攘夷之名を借て、累代厚恩の君上をさし置き、各其の身の分限を忘れて、・・・」

と。すなわち諸生達は、いわゆる天狗党に対して、貴方達は烈公が『告志篇』に「眼前の君父を差し置いて、直ちに天朝公辺へ忠を尽くさんと思はば、却つて僭乱の罪逃れまじき云々」と教えているのに、尊王攘夷の名の下に、幕府の兵と戦つたりすることは、烈公に対する不忠ではないかと攻撃したのが、この諸生党であります。この諸生達の論は、告志篇の内容を素直に採つたもので理解が出来ますが、水戸家の義公以来の家訓として、平時とは異なり、一旦事が起こつた非常時すなわち朝廷と幕府が対立した場合は朝廷側につくののだとの「忠義」についての深い哲理は、一般の家臣達が理解するまでには至っていないかつたのだと思います。究極のと

ころに於いて、このことが理解できたかどうかで、水戸藩家臣の分裂となつてしまつたのではなからうか。強固な幕藩体制下にあつては、よほど歴史に透徹した者でなければこれを理解することは難しかったのではなからうかと思ひます。これを理解し実践できたのは、実際に水戸家の子息として直接家訓の教えを受けた水戸家の徳川慶喜公であつたわけです。

次の項に移りますが、意識を加えながら参ります。

「文武の道も亦一致と存じ候。云々」とありますところす。ここに出てくる今川了俊は、室町前期の武將で足利義満らに仕えて歌学もよくした人物であります。この「文武一致」は、彼が「文道を知らざれば、武道遂に勝利を得ず」と言つていふことに通ずるものである。自分は浅学ではあるが、幼少より古事記・日本書紀などの日本の古典によつて神国日本・神聖の道を学んできて考えることであるが、君臣父子の大倫や先祖の祭祀、勇武を尊び恥を知ることなど、日本に於いては神代の昔より備わつていふことであつて、文字の上には「忠孝文武」はないけれども、その精神はまさしく神国日本の大道であつた。後に孔子の道も伝わつて儒学が盛んとなつたが、日本に於いては、孔子が堯舜ぎようしゅんを尊ぶように、天祖・天孫など日本の神々や皇室を仰ぐべきであつて、それがまた孔子の教えにも叶ふことである。義公の遺訓にも「武士として大節に臨んでの、また戦陣に於いての生死の決定、義理の判定など学問によらなければ決することはできないのに、学問は書生のあることであると軽んじて、ただ命を惜しまぬことを武士の最良としている。これでは禽獣と同じではないか。」とある。文武の一致なることをよくよく考へて、速やかに学問にも励むべし。また続けて、「太平の久しき、風俗浮華に赴き、文武ともに衰弊し、講釈等弁舌よく申述べ、詩文等達者に取廻し候を文道と心得、弓馬槍刀等見事に取廻し候を武道と心得候様成行き候所、是は文武の枝葉にて、文武の本旨とはいふべからず候。云々」とありますところす。講釈等弁舌爽やかに、詩文も達者となつたことを文道と心得、弓馬鎗刀の見事な使いこなしを武道と心得るようになっていふが、これらは文武の枝葉末節な事である。また、近来の弊風は、他人の功績を盗用して自分の功績としたり、武芸の稽古を励まず、刀剣等の趣味に陥つたり、大事な忠信孝悌を学ばずして権謀術数を磨き、人物や政事の評論にいたずらに日時を費やして、身を修め家を斉えることに意を用いないなどはもつてのほかのことである。これらは真実一路の心が薄く、己を省る心がないためである。武士と生まれては、まことに文武に心懸け、これに徹しようとして恭敬の心を失わず、沈勇を尊び、篤実律義の武士となつて国家の役に立つよう誠心誠意努力すべきである。

番頭・組頭など上級の者にとっては、それぞれの配下の者はいずれも藩主の家臣でもあり、また、死生存亡をも共にする間柄でもあるから、常々よくよく人物観察を怠りなく確かにしておいて、大切によく面倒を見ることである。もし配下の者達に誤りがあれば、藩主から指摘される前に改めるよう指導すべきである。さらに、配下に当たる者達には、藩主が任命した番頭・組頭に対して礼節を守り、諸事にわたって指図を受け、間違つても無礼な振る舞いのないよう申しつけることである。しかしながら、注意せねばならないことは、理非に係わらず、上役の威勢だけを以て配下の者に対してはただ反感を買うのみである。それによって政務に滞りが出たは藩主の自分にとつてもためにならない。逆に、「支配の身となりては、たとひ己れ理ありと思ふとも、まず幾重にも其の身を省み、いよいよ難黙止もだしがたき事は幾重にも穏やかに致演述えんじゅつしたし、頭に勝んと思はず、ただ理を達する心得にて可申述もうしのぶべく候。」とあります。実際にはこのところが大変難しく、現在ではこの反対の状況が多いのではないのでしょうか。頭や支配とそれぞれ上下の差はあるが、すべて皆自分・藩主の家臣達である。ともに国のためを思い、頭は目下を愛し、目下は頭を敬い、上下の礼節を守り、あるいは互いに情が通じ合い一致協力して不慮の要件にも備えてほしい。

ここで思い起こすことは、南郡奉行であった吉成又右衛門のことです。いわゆる弘化甲辰の国難で、烈公が幕府より処罰を受け隠居謹慎させられますが、その謹慎解除嘆願に吉成又右衛門が無届け南上した罪で処罰されました。その時に、「吉成様は郡奉行を退任させられるのではないか」と案じた配下の潮来周辺の農民達が、こぞつて奉行職継続の嘆願運動を起こしたのであります。現在のリコール運動とは全く反対のものです。これによって、日頃の郡奉行と農民達との心が通い合っていた関係がわかります。その吉成は、初め若い頃には学問を嫌って武勇を誇り、遊びほうけておりました。ある時大洗の遊郭に遊び、有り金全部を失い、遊郭の布団部屋に押し込まれました。その時、その主人が娘に論語を読み聴かせているのが聞こえてきたことから、武士としての恥を知り深く反省し、以後藤田幽谷先生の門下生となつて学問に励んでいったのでした。文武一致、学問の大切さおよび上下関係における心すべきことなどを示す一例であります。

次の項に参ります。

「朋友の交まじわりは、相互ひ打解うちとけ、睦むつじき中に敬を存し、忠孝文武を以て励し合い、聊かも誠信を不失うしなわず、一寸いたし候事にも前後を考へ、約束いたし、約束いたし候からは、変がへし不申様もつさばるようにいたし、人は曲を以て来り候とも、我は直を以て応じ、人の美事は人にも咄はなしし、上にも達

する様にし、人の過失は人にも秘し、上には達せざる中に意見いたし候様に心得可申候。云々」

とありますが、友人関係・対人関係のあり方についてであります。

今の風俗は、その人の目の前では言うべき事も言わず、互いにへつらい笑いなどして婦女子のような交際を互いに尊敬し在っていると心得、或いは気安く過ぎて無礼不作法な態度で身分の卑しい者同士のような交際を睦まじいものと心得ている。たまたま意見をすることがあっても、誠心誠意からではなく、酒の席でからかい半分にするようなことから却って喧嘩口論となってしまうことも少なくない。日常の会話も、飲食や衣服のことではなければ金銭利殖の金儲けのことばかりで、上役は下役を侮り、古役は新役を軽んじて、利欲のために大事な義理を忘れることが多いのが弊風である。大義のためにやむを得ずに義絶することはあるうが、多くは互いの不誠実が争いの、また絶交の原因である。誠実さがあれば、他藩の人であっても誠を以て慕ってくるものである。同じ水戸藩の家中の者は、生涯の朋友でもあるから、互いに睦まじくして欲しいものである。また、主君にさえよく奉公すれば、親類や朋友はどのようになってもよいと思っっている者は大いなる過ちである。親類はもちろん同藩の者が互いに睦み合うことも一つの奉公であり、自分にとっては有り難いことである。とにかく、人情としては他人の美事は言いやすく、過失は告げがたいものである。人の意見は虚心に受け止め、注意するものも人の前では避けることだ。ましてや人と共に朋友の悪事を言い立てて、その席の楽しみとするようなことは我が藩内においてはあってはならない。

事実、水戸藩に於いては、他藩の者へも誠心誠意接しております。この後のことになりませんが、嘉永四年（一八五二）暮に長州の吉田松陰先生が水戸を訪れ、会沢正志齋翁に学びますが、その日記に「水府の風、他邦の人に接するに歓待甚だ渥あく、歓然として欣よろこびを交え、心境を吐露して隱匿いんとくするところなし。たまたま談論の聴くべきものあれば、必ず筆をとりてこれを記す。是れ、その天下の事に通じ、天下の力を得る所以ゆえんか。」と記していますが、水戸の人々は必ず酒をもつて歓待したと感心しています。かつて昭和四十九年に「まごころ国体」が開催されましたが、このような「まごころ」を失わずに参りたいものであります。

次へ参りましょう。

「何事によらず、己の能を挾さしはみて、人の能を妬みなどするはいといやし

き心なり。云々」

とあります。何事においても、自分より優れているところがあれば、聴くことを恥じずに子供にも聴くべきであり、我より劣るところがあれば、よくよく世話するこ

とである。藩内に芸能など優れた者が多くいることは主君の誇りではないか。上手な者を妬ねたむなどは、主君に対する不忠である。ましてや、自分の不遇を恨うらみ、他人の立身を羨うらやみ憎むなどは武士としてあってはならない。不肖ながら藩主である自分としては、家中の者に賢明さや優れた能力を養うよう心を用いているが、人を知ることにはなかなか容易なことではない。善を行いながら隠れている者、或いは悪をなしながら逃れている者がいるのではないかと日夜心を悩ましているのである。このところをよくよく推察して、おのおのは正道を守るよう心して欲しい。「内に省みて疚やましからざる」との『論語』の言葉をよくよく心にとどめて忘れないで欲しい。

当時藩内では、門閥派と改革派に分かれて家臣たちの対立が盛んでありました。改革派の一人であった郡奉行会沢正志齋が、ある疑惑から彰考館員に左遷させられ、これに対して同僚であった川瀬教徳が激しく抗議し、同僚の藤田東湖先生も出勤をやめて抗議しました。これに対して烈公は、天保二年（一八三一）十一月四日付けの川瀬宛て書簡で次のように諭しています。「自分は不幸にして藩主に就いてから日夜改革に努めているが、自分に徳がないために改革派や門閥派それぞれからの声が紛々と乱れ飛んで耳を離れない。自分にとっては双方ともに愛しまた養う大事な家臣たちである。双方ともこの藩を如何にせばとの熱い思いからである。あくまで法は法であり、是を曲げることはいできない。川瀬がやめるといふなら自分も藩主を降りよう。」と。ここには、藩主として、また家臣としての気迫と信頼関係の強さを窺うことができます。

次です。

「大臣・小臣ともに、入るを積りて出すことを加減いたし不申候もつさずそうらうて

は、勝手の取り直しも不相成あいならず、万一の手当も行届き申す間敷く候間、云々」

とありますが、意識を続けます。平生の生活における衣服・飲食などできるだけ質素儉約に徹して、家屋のことも分相応に考え、造作なども手軽に越したことはない。ましてや江戸の家屋についてはもちろんのことである。言うまでもないことであるが、朝夕食する米穀は、農民たちの粒々辛苦の先祖よりの勤労の結果を代々賜ったものであり、食することにこのことを忘れずに、一拝してから箸を取っても然るべきものである。この根本を忘れて、好き嫌いを言い、豊年になれば食しすぎて結局は家計の蓄えにならない。飢饉の際には如何致すつもりであろうか。『事林広記』に「飽煖ほうだんは淫欲いんよくを生じ、飢寒きかんは善心を発す」とある。まさに飽食暖衣して安楽な生活をしていると淫欲の心が起こって奢侈になり、武備も忘れて



しまうものである。馬を持つても自ら引くこともせず、鞍や鐙あぶみも華美でなくてはならないと思っている。また甲冑・刀剣もしごく名作を多く集めているものもいるが、これらはともすれば「好事家こうすかの患わづらい」である。すべて実用本意に徹するよう心がけるべきである。

ここでは、「先憂後楽」の精神から経済を重視しております。質素儉約の呼びかけはもちろん、飢饉対策の貯穀としては、初め義公によって高百石につき三石の割で稗倉に納入せしめ、天明の飢饉以後やや緩みましたが、なお二十万俵から貯えられていました。この烈公の時に更に六万俵余りが追加されました。当時、藩内に設置されていた稗倉は、東・西・南・北郡内で二十八カ所に上りました。この稗倉を設置したことや農民の粒々辛苦に思いをいたした農人形の鑄造などはこの精神を實踐した代表的なものです。直江・勝村氏の水戸刀などの奨励もこの結果でありましょう。経済大国となった結果の政界官界の倫理観の喪失や、若者の自己中心・傍若無人ぶりの日本の現状を見ますと、『管子』に「倉廩そうりん実みちて礼節を知り、衣食足りて即ち榮辱を知る」とはありますが、やはり「飽煖ほうだんは淫欲いんよくを生じ、飢寒きかんは善心を発す」の方が正しいように私には思われてなりません。

次に

「人により危あやうき事いたし候を剛の者といひ、これを用心いたし候を臆病者と嘲あざけり候は、大いなる心得違いと存じ候。云々」とありますところす。

それぞれの身は『礼記』にあるように皆父母の遺体、すなわち父母から受けたものではあるが、水戸家に仕えたからには藩主のものでもある。そうであるから常々父母の恩義を忘れず、我が身を自分の勝手と思わずに身体髪膚しんたいはっぶを毀傷きしやうすることなく、非常時には必ず勇躍役立つように心懸けるものが真の剛の者である。酒におぼれ、深酔いして本心を失ない、喧嘩などして不覚をとるようなことがあつては武士の恥辱である。後悔は粗忽から生じ、大難は細微な事から発するものであるから、小事を侮らず、大事に驚かざる平日の覚悟ありたいものである。

現在、これまで安全とされていた学校も含めて、社会全体に不安・危機感が溢れております。危機管理が声高に叫ばれなければならない社会は、まさに異常なことであります。心身共にこれに備えておらなければならない、緊張の日々が続くこのごろです。

続けて次へ参りましょう。

「利欲は人情誰にても有之これあることに候へども、人は如何成り候ても己れさへ利あれば宜しきと思ふはあさましき事にて、士にはあるまじき事に候間「利

を見ては義を思ふ」といふ聖語（『論語』憲問篇）忘る間敷く候。云々」

意識していきます。利欲は、誰も願うところである。また人は勤勉を以て利益を公平に受けることはよいが、人を苦しめ、廉恥れんちを忘れて不正な蓄財を重ねることとは武士にあるまじき行為である。「利を見て、これは義にかなうか否かを省みて思う人ならば君子である。」とは孔子の教えであるが、ゆめゆめ忘れてはならない。しかも、もし非道な蓄財により子孫に譲つたとしても、子孫も心なければ却つて放蕩邪淫ほうとうじゃいんの誘因となつてしまふ。金錢を譲るよりも、教育に金をかけることほど、主君のためになり家のためになるものはない。その教育について、このごろの風潮として、上級職の子弟を持ち上げ指導しないためにわがままし放題となり、また下級者を見下すなどもあると聴く。さらに、上級・下級の家臣の子に限らず、全て幼年の内は文武の芸を励むけれども、十五歳以上ともなると修行を怠り、読書などを恥じと思ひ、武芸なども二十歳を超えると精を出さずに金銀酒食の欲におぼれ出すものである。しかも、この頃になると親が逆に教えや修行を見放してしまふことが世間の風潮である。教育の時機を失しては、金錢をいくら費やしてもその効果は上がらない。一概に艱難辛苦のみを求めて、少しも楽しむことをするなど言うのではない。時には読書にふけて古人を友とし、詩歌を詠んでは友人と親しみ、或いは弓や鉄砲を携えて山野を遊獵し、鞍馬あんばにまたがっては海辺を逍遙しょうようし、歌舞音曲の下で一献酌み交わすなど、文武の芸能を始め、勇ましく楽しみ、優しき楽しみもその程々に身につけることが真の武士の楽しみではないか。

ここには、真の経済人の在り方と教育の重要性、並びに単なる遊興と武人としての楽しみとの相違を明確に説かれています。この文武両道・精神修養の理想は、天保十二年（一八四一）の弘道館開設と翌年の偕楽園創設に実現されたと思ひます。また、教育について、親は子供が若年の時には夢中になつて学問をさせるが、十五歳以上になるとより必要であるのに逆に学問の指導をやめてしまふと忠告しているところなどは、何か現在の親の状況に似ているところがあると思われま

す。  
次に移ります。

「直言極諫きよつつかんは勿論、凡そ下より上へ対し存寄り等申立て候は、人の至難と存じ候所、相続已来面々篤あつく存入り、上言等いたしくれ候者も不少すくなからず、大慶不過之これにすぎず存じ候。然るに、近来存意等申立て候者追々減少いたし、何共心細き事に有之候これありそつら。云々」

意識して参りますが、忠臣良士は、聖賢の治める安定した時代であつても国を憂

い、君を愛すると聞く。況や現在ののように士民の風俗もいまだに改善せず、海外の船舶しきりにやってくる今日においてなお国家の武備も整備されていない。下々の者から見たら意見したきこといかほどか有るであろうに、建白する者が日に日に減少していることは何とも解せないことである。もしかしたら、いかほど精力を尽くして意見されても、全てを採り上げることができていないことから、もはや意見しても無益と思っているのであらうか。自分は藩主就任以来及ばずながら言路を開き、多くの民の意見を聴きたいと思っていたので、提言有るたびに熟慮いたし、取捨選択をしながら採用してきたつもりである。実際には、一方にはよくても他方には聞けないことや、民から見るとは最もと思えることも、自分から見ればそうではないこともあるものである。今後このように提言することがなくなつては、国家にとって不幸この上ないことである。

確かに、烈公は封事を奨励されました。藤田東湖先生はじめたくさんの方が残っております。特に東湖先生は、その著『常陸帯』の中で「文武を励まし言路を開き給ふ事」の一項をあげ、「人君の職は一人の智力を用いず、衆人の智力を併せて用いて民を安んじ、国を治るにあり。衆人の智力を用いるは言路を開くにあり。言路開くる時は、下の情上に聞こえ、上の恵、下に降りて民安く国治まり、言路塞がる時は是に引かはる事古今の例、鏡に写して見るが如し。……中納言の君（烈公）は、世を継がせ給いての翌正月、御自ら筆を染められて、存じ寄りはある者は、何役にてても遠慮なく、いずれよりなりとも封書差し出すべき事」と国中に示された。……また、東湖先生が郡奉行の時に、同僚と共に江戸へ呼ばれた時には郡方役人の元締めまで連れてくるよう命令があり、揃つてお側近くまで上つて農民たちの艱難の様を詳しく申し上げることができた。先生が藩の政府にあつた十年あまりの間に、家老たちや目付・郡奉行・勘定奉行・奥右筆達まで御前に並んで評議したことは数え上げられないほどである。「言路を開くということ、古き書には見ゆるなれど、我が藩の如く実にかくまでも開けぬる事、今の世には類あるまじくとはこりぬべし。」と記されております。これは、現在叫ばれている情報の公開にあたりましょう。「時には天の声にも変なものがある」といった総理がおりましたが、この民の心を聴きながらの姿勢が、政治の掌に当たる者にとって重要なことであるのは勿論でございます。

次に参ります。

「国の本は家にあり、家の本は身にあり」と申候へば、面々眞実に身を修めんと心懸け候はば、国も治まらずして不叶かなわざる理と存じ候。切きり、其の役々職々により勤め向きは相違有之これありとも、目当てといたし候所は一致に無之

れなくては相成間敷あいなるまじく候。云々」

のところでは、『孟子』の離婁りろうの上に「天下を治める本は国家であり、国家を治める本には家がある。その家を治める本にはその家の本人自身にある。」というように、全て根本は自分自身の修養にあるのであって、その心がけがあれば国家は治めることができるのである。その人それぞれ役向きに相違はあれども、皆それぞれが藩のため、領民のためにとの目的・目標を持って励むことが大事なことである。しかしながら、今日の弊風は、家臣達が皆この目的に向かおうと心が一致せず、文官と武官とが互いに批判しあつて協力するところがなく、勤務態度も軽薄で精勤の様子が見られない。しかも、少しも精を出してし損じて非難されるよりも、手を出さずして落ち度無きようにと考えている弊風なきにしもあらずである。このような姿勢では、何事を企画しても達成することはできない。皆々日常に於いて己の行いを慎み、家庭に安らぎをもたらし、地域の交流も互いに睦まじくし、忠孝の心を以て互いに励まし合い、「国家と休戚を共にする心得」すなわち国家の喜びや憂いなど運命を共にする心を持ちたいものである。諸君らの心がそうなれば、風俗も改まり、武備も自ずから整うであろう。

そして終章に入ります。「天下安くとも乱を忘れず」ともいう。いつ何時変事が起こるとも限らない。そのときに備えて常に鍛錬を怠らないのが武士の習いではないか。それを忘れて飽食暖衣、安穩に暮らしおり、柔弱な心身であつては天下の遊民にすぎまい。もしこのことを恥ずかしく思うのであれば、武士としての道を心懸け、備えをなし、不慮の出来事に役立たねばなるまいとした上で、最後に烈公は

「恐れ多くも天祖の恩にて神国に生育し、東照宮の徳沢にて太平に沐浴し（恵みを受け）、累代安楽に暮らしおり候事申すまでもこれなく候へば、万一事あらん時は、我等不肖ながら天朝・公辺の御為には身命を塵芥よりも軽んじ、大恩を奉報ほうじたてまつる所存に候間、面々もその心得にて、我等何時なんどき出馬いたし候とも差支さしかえ無之これなき様、常々心懸け可申候也。」

とその信念と改革への意欲を吐露し、家臣達にもその覚悟を促したのです。

ここには、烈公の、家臣達の意識を改め、如何にしても藩政の改革を成し遂げ、国家の有事に対応せねばならないとする「先憂後楽」の強い姿勢を見ることができません。国家が最も強固で安泰であるためには、その国民自身が正しくなければなりません。さらにその国民の心が国家のために献身努力しようと心をつにしていることが大切なこととしております。是について思い起こしますことは、吉田松陰先生のことです。先生は海外渡航に失敗し、囚われの身となった萩の野山の獄中で囚人達と『孟子』を講じましたが、その始めに「海外の諸勢力次第に日本

に迫る時に当たって、我等何を以て是を防御したらよいか迷うことではあるが、ほかに策はない。我が国体・国柄の外国と異なる大義を明らかにし、国民は国家のために死し、藩のために死し、臣下は君のために死し、子は父のために死するの志が確乎としてあれば、どうして外国勢を恐れることがあるうか。」と断言して励ましました。『講孟割記こうもうきりき』がそれであります。人心が腐敗し分裂し、国民が国家社会あることを忘れ、自己本位となり、崇高なる義勇の精神を忘れ、全て利害損得を以て行動するなどして混迷状態となつては、国家の衰退は到底避けられないであります。

以上、概略「告志篇」の内容を見て参りましたが、これによって三十歳になるまで部屋住まいしておりました烈公が、その間に十分学問を重ねておられたこと、また当時の情勢にも通じていて、それがかなり憂慮すべき深刻な情況にあつたと認識されていたことも窺えます。学問を積んでいる中から生じてきた強い危機感から練られていた種々の改革案が、今予期せぬ藩主就任となつたことから、爆発的に提案されて強力に改革へ向かいましたが、この「告志篇」はその表れの一つであると考えております。記された国家観・歴史観・教育観・経済観・君臣関係や朋友関係・忠孝の在り方などの倫理観など多岐に亘つておりますが、それらの多くは現在に於いても通ずるところ少なくないと思います。現在の混迷した世情を問い直し、改革するためにも貴重な内容であると思います。

なお、藩政改革者として称えられ、よく知られた人物に米沢藩主上杉鷹山がおりますが、彼は藩主に就任したその日に江戸から米沢に使者を遣わし、彼の守護神である春日大社に誓詞を奉納しています。その内容は、文学・武術怠ることなく、常に「民の父母」の語を忘れぬこと。上において驕らず、言行一致・信賞必罰を旨とし、民に無礼無きよう勤めることでありました。具体的には「民の幸は君の富なり」と寒冷地への漆や楮・桑を植栽して漆器や絹織物業などの産業を興し、また藩校「興讓館」を再興し更に開明的な医学校「好生堂」を創設するなど教育および愛によって民心を善導するとともに、郡奉行・次役・郷村教導出役・廻村横目を配して治安の維持にも努めました。このような藩政改革については、烈公も同様な趣旨・内容で改革を進めていくわけですが、上杉鷹山にはこの「告志篇」にあるような国家観、歴史観からくる藩を超えて国家全体を担うのだ、国家の命運に責任を持つのだとの発想は見られません。この己の拠つて立つ基盤とする所に、両者の大きな違いがあるかと思えます。

ともあれ、私どもは一人一人がこの「告志篇」にみられる精神を大いに参考とし、自覚して、二十一世紀の日本の健全な発展に寄与して参りたいと思っております。

す。本日はこれを以て終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

(平成十三年八月五日講座)

(茨城県立日立第二高等学校校長)